

## 新型コロナウイルス感染症に関連する「登校許可の基準」について

### 1. 本人に以下の症状がある場合

- A 37.5 度以上の熱
- B 風邪様症状（発熱・咳・痰・咽頭痛・強い倦怠感・関節痛等）
- C 呼吸器症状（息苦しさ等）
- D 味覚異常、嗅覚異常

#### **（登校許可の基準）**

- ① 37.5 度以上の熱は、解熱剤を使用せず解熱（37 度未満）し、1 日を経過した後。
- ② その他の症状に関しては、登校日に症状が完全に消失していること。
- ③ 医療機関で新型コロナウイルス感染症以外の診断がついた場合には、医師の指示に従う。

\*同居家族に上記の症状がある場合の本人の登校については、事前に学校までご相談下さい。

### 2. 本人が濃厚接触者となった場合

#### **（登校許可の基準）**

- ① 保健所からの指示に基づく待機期間を経過し、上記 1. A～D の症状がないこと
- ② 保健所からの指示がない場合は、感染者との最終接触日の翌日から5日間経過し、上記 1. A～D の症状がないこと

\*抗原定性検査キットを用いた検査で、2 日目及び3 日目に陰性を確認した場合には、待機期間を短くする可能性があります。また、検査キットは、薬事承認されたものを指します。

### 3. 本人が感染者になった場合

#### **（登校許可の基準）**

- ① 保健所から指定された待機期間を経過し、かつ感染症が治癒した後
- ② 保健所からの具体的指示がない場合は、発症の翌日から7日間の療養期間を経て、かつ症状軽快後 72 時間経過していること

\*無症状の場合であっても、同様の対応を原則とします。

### 4. 本人に基礎疾患がある場合

#### **（登校許可の基準）**

- ① 主治医に相談のうえ、登校の許可があること。
- ② 保護者の承諾があること。

### 5. 家族等の同居者が濃厚接触者となった場合

#### **（登校許可の基準）**

- ① 濃厚接触となった同居者の症状、本人の症状、居住空間での隔離の仕方などの状況を確認し、判断する。また、抗原定性検査キットを用いた本人の検査結果を考慮する。

### 6. 家族等の同居者が陽性となった場合、

#### **（登校許可の基準）**

- ①保健所から指定された待機期間を経過し、かつ同居者及び本人に上記 1. A～D の症状がないこと
- ②保健所からの指示がない場合は、みなし濃厚接触者として、感染した同居者との最終接触日の翌日から5日

間経過し、同居者及び本人に上記1.A~Dの症状がないこと。

\*抗原定性検査キットを用いた検査で、2日目及び3日目に本人の陰性を確認した場合には、待機期間を短くする可能性があります。

\*同居者に複数の感染が生じた場合、待機期間の起算日は、再設定となります。

#### 7. 感染へのリスクに対して本人やご家族に不安がある場合

・新型コロナウイルス感染症に対する不安で、登校を控えたい場合は無理をせず学校までご相談下さい。  
原則、欠席扱いには致しません。

#### 【備考】

実際の登校にあたっては、主治医だけでなく、学校医と相談の上、判断する場合があります。

感染の怖れは誰もが持つものです。登校に不安のある場合は、学校のクラス担任までご連絡、ご相談ください。